

## 秋田県立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度の導入により、秋田県立図書館（以下「図書館」という。）の図書資料等を確保し、もって県民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とする。

(スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、広告を表示する者（以下「広告主」という。）が購入する雑誌のカバー等に広告を掲載し、図書館の利用者の閲覧に供する。

(雑誌スポンサー及び広告の対象)

第4条 広告主が、次のいずれかに該当する事業者に係るものであるときは、雑誌スポンサーの対象としない。なお、契約期間中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- (2) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反したもの
- (3) 県の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

2 広告の内容は、県行政の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、県民に不利益を与えないものとし、その内容が次のいずれかに該当又は該当するおそれがあるときは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反しているもの
- (3) 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (6) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (7) 意見広告（社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの）
- (8) 個人の氏名広告
- (9) 比較広告

(10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

3 前項各号に掲げる内容に係る基準は、図書館長が別に定める。

(広告掲出期間)

第5条 広告の掲出期間は、原則として図書館が掲出を決定した月の翌月から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、図書館または広告主いずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

(広告主の申込)

第6条 広告主の募集は、秋田県立図書館長（以下「館長」という。）が別に定める。

(スポンサーの選定及び広告の内容審査)

第7条 広告主は、掲載しようとする広告内容について、あらかじめ図書館と協議するものとする。

2 掲載する広告主は、図書館が選定するとともに、広告ごとに具体的な広告内容を判断し、その上で修正・削除等が必要な場合は、広告主に依頼することができるものとする。

3 広告主は、正当な理由がない場合は、図書館が指示する広告の内容の修正・削除等に応じなければならない。

(審査会)

第8条 前条の審査を行うため、秋田県立図書館雑誌スポンサー・広告審査会（以下「審査会」という。）を設置することとし、その事務局を図書館企画・広報チームに置く。

2 審査会の委員長は館長を、委員は副館長、総務チームリーダー、企画・広報チームリーダー、図書資料チームリーダー、情報チームリーダー、サービスチームリーダー、そのほか館長が必要と認める職にある者をもって充てる。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副館長がその職務を代理する。

(会議)

第9条 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

(広告掲載の責務)

第10条 広告主は、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

令和5年1月1日一部改正

附 則

令和6年4月26日一部改正